

京都府最低賃金のお知らせ

京 都 労 働 局

— 京都府最低賃金を18円引き上げ —

京都府最低賃金(地域別最低賃金)を平成27年10月7日から18円引き上げて807円に改正しました。

京都府最低賃金	適用対象	改正前	改正金額
時間額	京都府下の事業場で働くすべての労働者及びその使用者	789円	807円

京都府内の使用者は、この金額より低い金額で労働者(パート・タイマー・アルバイト等を含む)を使用することはできません。

除 外 賃 金
最低賃金には次の賃金は算入されません 精・皆勤手当、通勤手当、家族手当 時間外・休日及び深夜手当 臨時に支払われる賃金 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

詳細は京都労働局労働基準部賃金室(電話 075-241-3215)又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も。